

## (給湯湯沸設備)

第7条の2 給湯湯沸設備の位置、構造及び管理の基準については、第2条（第1項第11号から第13号までを除く。）の規定を準用する。

別表第1（第7条の2関係）

種 類		離 隔 距 離 (c m)					備考			
		入力	上方	側方	前方	後方				
給湯湯沸設備	気体燃料	不燃以外	半密閉式	常圧貯蔵型	12kWを超え、42kW以下	—	15	15	15	
			瞬間型	12kWを超え、70kW以下	—	15	15	15		
		密閉式	常圧貯蔵型	12kWを超え、42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5		
			瞬間型	調理台型	12kWを超え、70kW以下	—	0	—	0	
				壁掛け型、据置型	12kWを超え、70kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kWを超え、42kW以下	60	15	15	15	
				フードを付ける場合	12kWを超え、42kW以下	15	15	15	15	
			瞬間型	フードを付けない場合	12kWを超え、70kW以下	60	15	15	15	
				フードを付ける場合	12kWを超え、70kW以下	15	15	15	15	
		不燃	半密閉式	常圧貯蔵型	12kWを超え、42kW以下	—	4.5	—	4.5	
				瞬間型	12kWを超え、70kW以下	—	4.5	—	4.5	
			密閉式	常圧貯蔵型	12kWを超え、42kW以下	4.5	4.5	—	4.5	
	瞬間型			調理台型	12kWを超え、70kW以下	—	0	—	0	
				壁掛け型、据置型	12kWを超え、70kW以下	4.5	4.5	—	4.5	
	屋外用		常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kWを超え、42kW以下	30	4.5	—	4.5	
				フードを付ける場合	12kWを超え、42kW以下	10	4.5	—	4.5	
			瞬間型	フードを付けない場合	12kWを超え、70kW以下	30	4.5	—	4.5	
		フードを付ける場合		12kWを超え、70kW以下	10	4.5	—	4.5		
	液体燃料	不燃以外		12kWを超え、70kW以下	60	15	15	15		
		不燃		12kWを超え、70kW以下	50	5	—	5		
上記に分類されないもの			—	60	15	60	15			

- 備考1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

【解釈及び運用】

本条は、前条で述べたとおり、入力が12キロワットを超える湯沸設備のうち、貯湯部が大気に開放されており、大気圧以上の圧力がかからない構造の湯沸設備について規定したものである。構造及び種類については、簡易湯沸設備とほぼ同じである。

なお、真空ボイラー（バコチンボイラー）は、本条の規制対象となるので注意すること。

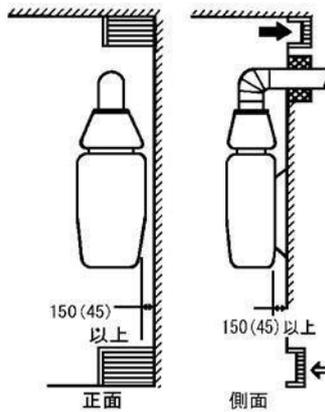
1 給湯湯沸設備の設置例

(1) 気体燃料を使用する給湯湯沸設備の設置例

(屋外用の設置例については、簡易湯沸設備の設置例を参考とすること。)

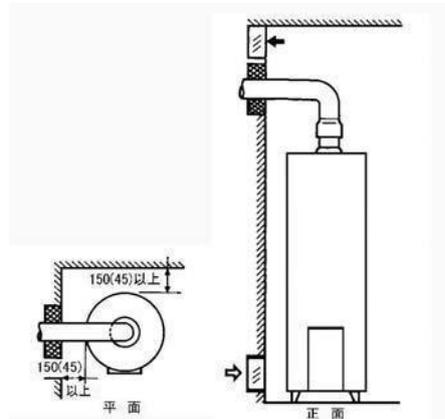
ア 半密閉式給湯湯沸設備

(ア) 瞬間（壁掛型）型ガス湯沸器と「不燃材料以外の材料による仕上げその他これに類する仕上げをした建築物等の部分」との離隔距離（mm）の例



注（）内は、防熱板を取り付けた場合の寸法とする。

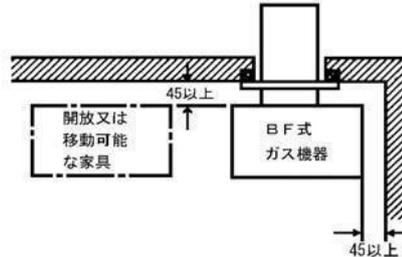
(イ) 常圧貯蔵（据置型）型ガス湯沸器と「不燃材料以外の材料による仕上げその他これに類する仕上げをした建築物等の部分」との離隔距離（mm）の例



注（）内は、防熱板を取り付けた場合の寸法とする。

イ 密閉式給湯湯沸器（組込み式ガス機器を除く。）と「不燃材料以外の材料による仕上げその他これに類する仕上げをした建築物等の部分」との離隔距離は、45 mm以上あればよいことになっており、取り付け壁面側への防熱板の設置は緩和されている。これは、ガス機器の安全性能が高いことからこのように決めたものである。しかし、ガス機器の裏側（取付け壁面側）の点検が容易にできるよう、設置に当たっては、一方を開放とすること、又は家具等を置く場合も容易に移動できるものとするものでなければならない。

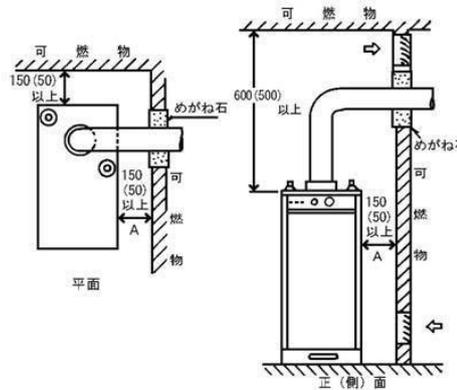
密閉式のガス湯沸器の一般的な設置例



(2) 液体燃料を使用する給湯湯沸設備の設置例

石油給湯湯沸器と「不燃材料以外の材料による仕上げその他これに類する仕上げをした建築物等の部分」との離隔距離（mm）の例

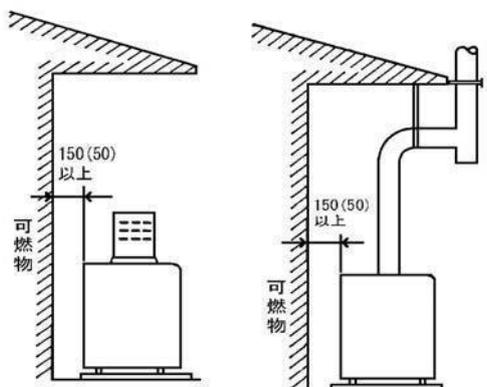
ア 屋内設置例



注 1 Aの寸法は、基準では150 mm以上と規定しているが、煙突と可燃物との離隔距離でも規制される。

2 ( )内は、防熱板を取り付けた場合の寸法とする。

イ 屋外設置例



注 ( )内は、防熱板を取り付けた場合の寸法とする。

2 本条は、第2条の炉の位置、構造及び管理についての規定が同条第1項第1号から第13号を除いて、給湯湯沸設備に準用されることを規定している。